

東予地方局今治支局不法投棄防止対策推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 廃棄物の不法投棄を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、「東予地方局今治支局不法投棄防止対策推進協議会」(以下、「推進協議会」という。)を設置する。

(任 務)

第2条 推進協議会は、「東予地方局今治支局不法投棄防止対策推進協議会」において検討した次の事項にかかる対策を推進し、関係機関相互の活動の調整を行うものとする。

- (1) 不法投棄防止のための監視
- (2) 不法投棄防止に関する意識の啓発
- (3) 不法投棄物の処理
- (4) その他、不法投棄防止のための具体策の推進

(組 織)

第3条 推進協議会は、委員20名以内を持って組織するものとする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから地方局長が選任又は依頼する。

- (1) 排出事業者を代表する者
- (2) 産業廃棄物処理業者を代表する者
- (3) 各所轄警察署の代表者
- (4) 各所轄海上保安部(署)の担当者
- (5) 東予地方局今治支局管内各市町の代表者
- (6) 県職員

3 委員の任期は、第7条の規定により推進協議会が解散する日までとする。

(会 議)

第4条 推進協議会の会議は、会長が招集し、主宰する。

(会 長)

第5条 推進協議会に会長を置き、今治保健所長があたる。

2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席依頼し、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 推進協議会に、第2条の対策の効率的な実施方法を検討するため、必要に応じて幹事会を置くものとする。

2 幹事は、委員の中から会長が指名するものとする。

(解 散)

第7条 推進協議会は、その任務を達成したときに解散する。

(庶 務)

第8条 推進協議会の庶務は、東予地方局健康福祉環境部今治支局環境保全課において処理する。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月2日から施行する。